

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第6回期日(20221013)提出の書面です。

令和3年(ワ)第7645号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件

原告 山縣 真矢 ほか7名

被告 国

意見陳述要旨

(婚姻制度がないことによる不利益など)

2022(令和4)年10月13日

東京地方裁判所民事第44部甲合議1A係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 沢崎 敦 一

1 今年の6月に同種事件に関し下された判決において、大阪地裁は、法律上同性間の婚姻がないことによる不利益について契約や遺言など現行の制度を用いることで一定の範囲で緩和されている、同性愛者等に対する差別や偏見についても地方公共団体のいわゆるパートナーシップ制度の増加によって解消されつつあるとしました。この訴訟では、被告が同趣旨の主張をしています。

しかし、これは明らかに誤りです。契約、遺言については、専門的知識が必要であり、専門家に依頼するための費用がかかります。相続税や在留資格など多くの点において婚姻と等しい効果を持つものでもありません。

また、地方公共団体によるいわゆるパートナーシップ制度は、国の法制度である婚姻の効果を一切生じさせるものではありません。同制度の導入予定すら立っていない自治体も多く残存しています。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第6回期日(20221013)提出の書面です。

いずれも、婚姻の代替措置とはなりえないのです。

- 2 さらに、大阪地裁は、法律上の同性カップルの法的保護の解決については民主的過程での自由な議論に委ねるべきなどと述べました。

しかし、原告らの請求を斥けた大阪地裁判決が報じられるやいなや、SNS上に性的少数者を侮蔑し差別する投稿が多数投稿されました。また、「同性間の婚姻は家族の破壊につながる」という特異な主張をする宗教勢力が政権与党に強い影響力を持っているという事実も明らかとなりました。このような状況下では、立法府が本件に関して、民主政の府としての役割を發揮することはおろか、議論開始にこぎつけることさえ期待しえません。

- 3 裁判所におかれましては、まずは、証拠の丁寧な検証に基づく事実認定を行うようお願いいたします。さらに、立法府の機能不全状況を直視し、少数者の人権保障の砦としての役割を果たすべく、公正な判断を示していただくことを強く求めます。そうでなければ、性的少数者はいつまでも、婚姻が有する個人の幸福追求の意義を手にとれず、婚姻が要となる社会の基盤から排除され続けるという甚大な不利益を受け続けることとなります。裁判所以外に、現状を是正できる機関はありません。

以上